省　　令

○総務省令第十号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

総務大臣　石田　真敏

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～75　略］ 76　法別表第一の五十七の四の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 77～176　［略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～75　同上］ ［新設］ 76～175　［同上］
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　法別表第二の一の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　法別表第二の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実の確認	［削る］
二　新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［削る］
2　法別表第二の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［削る］
一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［削る］
二　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に係る申請の受理又はその申請に係る事実についての審査	［削る］
3　法別表第二の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［削る］
［一・二　略］	［削る］
4　法別表第二の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［削る］
［一・二　略］	［削る］
5　法別表第二の一の五の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。	［削る］
6　法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［削る］
［一～五　略］	［削る］
六　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）附則第二条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	［削る］
一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の十五第一項の回答に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］
二　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に係る申請の受理又はその申請に係る事実についての審査	［新設］
2　法別表第二の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
［一・二　同上］	［新設］
3　法別表第二の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
［一・二　同上］	［新設］
4　法別表第二の一の四の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。	［新設］
5　法別表第二の一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
［一～五　同上］	［新設］